

# 近代金貨のオークションについて



国際局為替市場課  
課長補佐  
松井 秀幸

## 1. はじめに

平成17年10月10日（体育の日）に、財務省保有金貨の売却のための「第一回近代金貨公開オークション」が予定されている。本稿が出版される頃には、既に終了している予定であるが、出品される金貨、中でも希少価値があるとされる金貨がいくらかで落札されるか注目されるところである。

古銭の市場規模は、特に公式な数字はないものの、国内では年商およそ100～150億円程度ではないかと言われており、近代金貨に絞れば、年商およそ1億円～3億円と非常に小さい。従って、一度に3万2千枚余りの金貨を売却すると、市場に相当なインパクトを与えることが予想された。そこで、今回、近代金貨についての専門家を集めて研究会を作り、どのような売却法が良いのかを検討していただいた。平成16年に2回にわたって行われた研究会において、基本的な考え方として、購入者のニーズを勘案した上で、売却に伴う古銭市場への影響を最小限とするとともに、国として適正な売却価格を確保するような商品作りや



売却方法が望ましいとし、具体的には、①財務省放出品として他のものとの差別化/ブランド化を図る（財務省からの放出品であることを明確にし、事前に鑑定を受けておく等）、②フロアでの公開オークション、インターネットオークション、抽選による定価通信販売の3つの中から複数の売却方法を採用する、③合理的期間内に売却を完了する、などの提言がなされた。

この提言を踏まえ、財務省としては、以下のような売却方法を採用することとした。まず、①の商品作りとして、特製のポリカーボネート製の透明ケースに、鑑定結果を記したシールと共に金貨を封入した上で、専用の化粧ケースに収める（右上写真）ことで、財務省放出品として他のものとの差別化/ブランド化を図ることにした。②の売却方法に関しては、フロアでの公開オークションでの売却とインターネットオークションでの売却を併用することとするが、それぞれの実施後に成果を評価し、場合によっては売却方法の調整を行うこととした。③の売却期間については、平成19年度末までに完了することとした。

今回の売却には多くの「初めて」がある。競争入札方式を採用せず、せり（オークション）方式を採用するのは、財務省としては初めてであるし、インターネットオークションを採用するのは、政府として初めてである。また、物品の売却のため、専用のケースまで作成し、鑑定を付してブランド化を図るのも財務省として初めてである。こうした初めての試みは、今後、政府の物品売却の参考例としても活用していただけではないか思う。

## 2. 財務省が近代金貨を保有し、売却するに至った経緯

今回、売却処分を行うことになった財務省保



有の近代金貨は、単に日本が作った初めての洋式金属貨幣というだけでなく、ユニークな歴史を持った非常に貴重なものである。ここに、その歴史を紹介したい。

昭和12年の盧溝橋事件に始まる日中戦争（日華事変）の拡大に伴い、輸入物資の対外決済などに金の必要性が高まっていた。政府は、同年、「産金法」、「金資金特別会計法」を公布施行し、金増産を図るとともに、対外決済に必要な金の一元的な運用を図るため、金を政府に集中させようとした。昭和13年、東京日日、大阪毎日新聞社が提唱した、金を政府へ売却（又は献納）する運動は大きな反響を呼び、翌年からは政府が直接この運動を行い、造幣局が窓口となった。これを金集中運動といい、政府には、金製品、金地金、金貨幣が集まった。銀についても昭和14年から金資金特別会計で集中買入れすることになった。その後、昭和16年の第二次世界大戦勃発とともに、一般国民からの金銀の回収が本格化し、国民経済を維持するに必要最小限の金の配給を、金資金特別会計が行った。

第二次世界大戦後、昭和20年から約5年間に渡り、日本銀行、旧軍、その他の政府機関（金資金特別会計など）のほか、民間が所有してい

(別表1) 接收貴金属等の数量等の報告調べ

(ファイナンス昭和48年4月号77頁より)

報告数量 貴金属 等の種類	報告数量		一般会計	交易営団等	貴金属 特別会計	造幣局 特別会計	その他の 特別会計等	日本銀行	民間
	合計								
金	113,218kg	31kg	1,655kg	16,923kg	888kg	—	92,080kg	1,637kg	
	458億円	(12百万円)	6億円	68億円	3億円	—	372億円	6億円	
銀	2,415,647kg	1,067,931kg	275,117kg	186,431kg	597,955kg	19kg	5,783kg	282,407kg	
	247億円	109億円	28億円	19億円	60億円	—	(59百万円)	28億円	
白金	4,422kg	2,251kg	1,210kg	—	13kg	360kg	—	587kg	
	32億円	16億円	8億円	—	(9百万円)	2億円	—	4億円	
白金族	51kg	6kg	9kg	—	—	—	—	35kg	
	(38百万円)	(6百万円)	(6百万円)	—	—	—	—	(24百万円)	
工業用 ダイヤモンド	107千 ct	82千 ct	1千 ct	—	—	—	—	23千 ct	
	5億円	4億円	(8百万円)	—	—	—	—	1億円	
装飾用 ダイヤモンド	168千 ct	—	162千 ct	—	—	—	—	4千 ct	
	75億円	(15百万円)	73億円	—	—	—	—	2億円	
合計	819億円	130億円	117億円	87億円	64億円	2億円	373億円	43億円	

(注) 1 本表は、「接收貴金属等の数量等の報告に関する法律」により提出された報告を所有者別に整理したものである。

2 貴金属等の単価は、金については政府買入価格1g 405円、銀については昭和33年6月平均国内中心価格1kg 10,260円、白金については昭和33年6月平均国内中心価格1g 740円、工業用ダイヤモンドについてはドレスラー用の0.3ctものの普通品の価格4,900円、装飾用ダイヤモンドについては連合国占領軍鑑定平均価格1ct 45,000円によった。

3 「交易営団等」の欄に記載した数量は、戦時中の回収品等で「接收貴金属等の処理に関する法律」第20条の規定により国に帰属するものである。

4 「その他の特別会計等」とは、国立病院特別会計、国有鉄道特別会計(日本鉄道公社)、電気通信特別会計(日本電々公社)等のことである。

5 内訳の合計が「合計」欄の数量より少ないのは、単位未満切捨てのためである。

た貨幣類は、GHQ(連合軍総司令部)により、他の貴金属やダイヤモンドとともに接收された。その後、GHQにより日本軍が略奪した品と認定されたものは、オランダ、イギリス、フランス、中華民国に返還されるなどしたが、残った貴金属は、昭和26年、「戦時中蓄積した日本所有の貴金属及びダイヤモンドの物理的管理の移転に関する連合軍総司令官覚書」に基づき、日本政府(大蔵省)は、米軍金庫管理官から、接收貴金属等の物理的管理の移管を受けた。翌年には、サンフランシスコ講和条約が締結され、名実ともに日本政府に返還された。

昭和27年、政府は「接收貴金属等の数量等の報告に関する法律」を制定公布し、被接收者から報告を求めた。その結果が、別表1に示されているが、接收貴金属等全体のうち、金額ベースでの保有割合は、日銀が46%、政府が一般会計と特別会計合わせて35%、戦時中、重要物資

を回収していた交易営団等が14%、民間が5%となった。金に限定すると、日銀81%、政府16%、交易営団等が1%、民間が1%となった。

政府は、接收貴金属等の処理を行うため、昭和29年に「接收貴金属等の処理に関する法律案」を国会に提出したが、同法案は継続審議となり、翌年、審議未了となって廃案となった。その後、ようやく、昭和34年に「接收貴金属等の処理に関する法律」が可決成立し、これに基づき、正当な権利者に返還すべきものは返還し、国庫に帰属させるべきものは国庫に帰属させる措置を取ることとなった。

被接收者は、成立した「接收貴金属等の処理に関する法律」に基づき、大蔵大臣に対して返還請求書を提出した。それを集計したものが、別表2である。最終的に、接收貴金属等処理審議会の審議を経て、正当な権利者と認定できた者に対しては接收貴金属等を返還し、国庫に帰



(別表2) 接收貴金属等返還請求数量集計表(請求者別)

(ファイナンス昭和48年4月号82頁より)

種類別	請求者別	国		日 銀		民 間				計	
		重 量	金 額	重 量	金 額	法 人		個 人		重 量	金 額
						重 量	金 額	重 量	金 額		
金	地金	kg 7,279	百万円 2,948	kg 64,445	百万円 26,100	kg 621	百万円 251	kg 63	百万円 25	kg 72,408	百万円 29,324
	貨幣	227	92	外銀 分 1,927	20	12	5	2	1	外銀 分 1,927	20
銀	地金	1,399,795	14,810	13,194	140	356,978	3,777	24,620	260	1,794,587	18,987
	貨幣	241,388	2,554	1,135	12	537	6	363	4	243,423	2,576
白金の地金		4,799	4,272			573	510	2	2	5,374	4,784
白金族の地金		44	40			13	12			57	52
ダイヤモンド	工業用	ct 110,747	332			ct 7,338	22	ct 6,620	20	ct 124,705	374
	装飾用	ct 162,309	7,304			ct 8,747	394	ct 6		ct 171,062	7,698
貴金属の製	金	kg 429	174	495	201	kg 1		kg 1		kg 926	375
	銀	62,737	664			2,363	25	19		65,119	689
	白金	295	263			187	166			482	429
金 額 計			33,453		31,697		5,168		312		70,630

(備考)

- 1 本表は、昭和34年12月末日現在における接收貴金属等返還請求書(国318件、日銀51件、法人183件、個人70件、合計622件)に記載された計数を請求者別及び貴金属等の種類別に集計したものである。
- 2 請求者別区分欄中「国」のうちには、地方公共団体、公社及び交易営団等の回収機関を含めた。
- 3 計数中重量については、kg未満4捨5入、ct未満切捨て、金額については、百万円未満4捨5入とした。
- 4
 

金	1kg	405,000円	(政府買入価格)
銀	1kg	10,580円	(法律施行日における国内市場価格)
白金	1kg	839,000円	( " " " )
ダイヤモンド(工業用)	1ct	3,000円	( " " 推定価格)
"(装飾用)	1ct	45,000円	(昭和25年連合国軍鑑定価格)
- 5 合金については、地金として、金分約10ton、銀分約40ton、その他(金額に換算して合計45億円以上)が存するものと推定される。
- 6 本表記載計数以外に重量不明で個数のみ明らかなもの又は重量若しくは個数不明のものが相当多量に存する。

属させるべきものは国庫に帰属させた。

旧大蔵省は、返還後、管理保有した接收貴金属等について、最初にダイヤモンドを昭和41年から数年かけて売却し、次に銀地金の一部を昭和52年から一定期間にわたり売却し、更に銀貨や小判も昭和57年に売却した。金資金特別会計を引き継いだ貴金属特別会計で管理保有されていた金地金、金貨、銀地金等については、昭和52年度末に貴金属特別会計が廃止となった際、金地金は日本銀行に売却され、残った金貨や銀地金などは一般会計において物品として管理保有されることになった。これら貴金属特別会計から一般会計に移管された銀地金などは、15年度に市場に売却され、最後に今回売却することになった近代金貨だけが残った。

### 3. 近代金貨の歴史

近代金貨には、「新貨条例」に基づいて発行された旧金貨と「貨幣法」に基づいて発行された新金貨がある。

明治初頭の通貨制度は、江戸時代以前に発行された非常に多くの種類の金銀銅貨などの貨幣や、それまで藩札、太政官札、民部省札などいろいろな紙幣が併用されていて複雑であった。明治政府は、この状況を改善するため、通貨制度について明治4年に「新貨条例」を公布することにより、通貨単位をそれまでの「兩」から「円」に変更し(旧1兩を1円と等価とした)、円の100分の1を銭、銭の10分の1を厘と定めた。このときから金貨が造られたが、純金1.5グラムが1円と定められたため、この頃の20円金貨(旧20円)には30グラムの金が含まれ、10円(旧10円)には15グラムの金が含まれている。

「新貨条例」下では、20円（旧20円）、10円（旧10円）のほか、5円（旧5円）、2円（旧2円）、1円（旧1円）が造られ、現在、旧金貨と呼ばれている。但し、純金では柔らかすぎて磨耗しやすいため、金900/銅100の品位とした。図柄は、表に天皇を象徴する「龍」、裏に日章、八稜鏡、菊紋、桐紋、左右に日月を描いた錦旗、菊・桐の枝飾りなどを用いた精緻なものとなった。1円（旧1円）に関しては、小さすぎて龍の図の圧印が難しかったため、当初は製造されず、明治5年に龍の図柄を「1圓」に改めて発行された。また、同年、10円以下の金貨は、量目の割に薄く、模様を精巧に圧印することが難しかったので、直径を小さくし、厚さを増したものとした。

その後、日本は明治28年に日清戦争に勝利し、賠償金を英ポンド金貨で受け取り、十分な金準備を確保できたことから、明治30年に「貨幣法」を公布し、本格的な金本位制を採用することとなった。このときから新たに発行されたのが新金貨である。この「貨幣法」によって新たに20円（新20円）と10円（新10円）と5円（新5円）が発行された。但し、円の金に対する価値が半分に切り下げられ、例えば新20円では、旧20円の半分の15グラムの純金が含まれることになった。旧金貨は新金貨の倍の金を含んでいたため、新金貨の倍の価値で流通させることになった。図柄は、従来の龍紋に代わり、日章、八稜鏡を組み合わせて裏とし、菊紋、桐紋、菊・桐の枝と銘価を配したものを表とした。龍を天皇の象徴とするのは清国の思想であり、貨幣図柄から排除すべしとの意見により、新金貨には龍の図柄は採用されなかったといわれている。

大正6年から金の輸出が禁止されたが、昭和5年に金の輸出が解禁され（所謂、金解禁）、一時中止されていた金貨の製造が再開された。



ところが、発行された金貨はほとんどが海外へ流出し、金の地金に鑄潰されてしまった。昭和6年12月には再び金の輸出が禁止され、昭和7年1月には金貨の製造も停止された。これをもって、日本は金本位制から離脱し、既に世界的な潮流となっていた管理通貨制度の時代に入った。このような事情で、昭和初期に発行された新金貨は現存数が少なく、相当に希少と言われている。

なお、近代金貨は、「貨幣法」が廃止された昭和62年度まで貨幣として有効に使うことができたが、現在では貨幣として使うことができない。

## 4. 近代金貨にまつわるこぼれ話

### (1) 当時の1円の価値

当時の1円の価値を推定する上で、代表的な物価を当時と現在とで比べてみたい。週刊朝日編「値段史年表」他によると、以下のような物価水準となっているが、近代金貨が初めて発行された明治4～5年頃には、例えば、20円金貨一枚で米が555キロ、銀座の土地が4坪、買えたようである。



— 国家公務員の初任給（月額） —	
明治27年	50円
明治44年	55円
大正15年	75円
平成16年	201,376円

— 白米（東京における10kg） —	
明治5年	36銭
大正1年	1円78銭
昭和5年	3円20銭
平成16年	約3,500円

— 金地金（1グラム） —	
明治初期	67銭
大正6年	1円36銭
昭和5年	1円36銭
平成16年	約1,500円

— 銀座の地価 （1坪、「三愛」付近、実際の売買価格） —	
明治5年	5円
大正2年	500円
昭和6年	6,000円
平成16年	7,200万円



#### ① 明治9年 旧20円

平成16年の民間オークションで、未使用クラスのもの1,100万円で落札されている。直径3.5センチ、重量33グラムと迫力抜群。「日本貨幣カタログ」日本貨幣商協同組合編によると、発行枚数は954枚。明治3年銘の方が古い、発行枚数が46,139枚と多いことから、明治9年銘の方が高い「標準店頭小売価格」となっている。

#### ② 明治10年 旧2円

「日本貨幣カタログ」によると発行枚数がわずか39枚と超希少品。今回の財務省保有品の中に2枚ある。

#### ③ 明治13年 旧2円

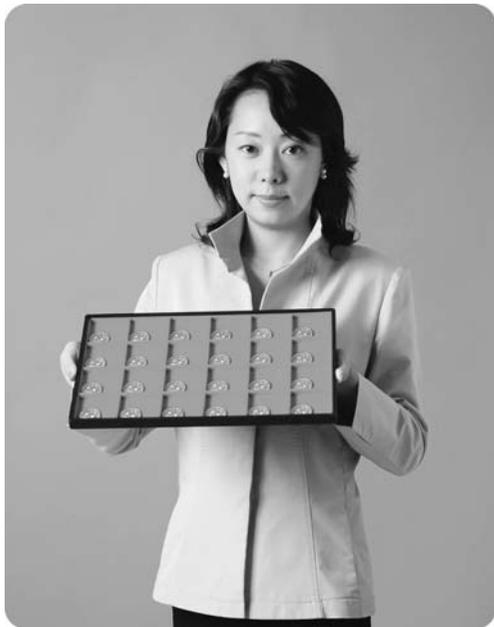
「日本貨幣カタログ」によると発行枚数がわずか87枚と超希少品。今回の財務省保有品の中に1枚ある。

#### ④ 昭和5年 新20円

ほとんどが海外へ流出して鋳潰され、現存数は相当に少ないと言われている。今回、財務省保有品の中に35枚あり、ほとんどが未使用クラス。平成14年の民間オークションで、

## ② 注目の金種と年銘（年号）

貨幣商業界によると、注目の金貨としては、明治9年銘の旧20円、明治10年銘の旧2円、明治13年銘の旧2円、昭和5年銘の新20円、昭和7年銘の新20円、昭和5年銘の新5円などがある。これらは、相当に希少なため、マニア垂涎の金貨であるようだ。この他、今回、3.2万枚余の金貨に全てID番号を付けたので、ID-11111などの所謂、「ぞろ目」、刻印を2度打ち（？）した所謂、「エラー銭」も注目されている。



未使用クラスのもの920万円で落札されている。

⑤ 昭和7年 新20円

貨幣商によると、独立行政法人造幣局の造幣博物館に2枚収蔵されていることが確認されているが、他に発見されていなかった。今回、財務省保有品の中に68枚が発見され、ほとんどが未使用クラスである。「日本貨幣カタログ」の2005年版までは、「昭和7年銘がある」としか記載がなかった。民間での取引事例がなかったことから、「日本貨幣カタログ」にはそもそも、標準店頭小売価格の記載がない。発行枚数は不明。かつて、有名な収集家が、どうしても入手したくて「見つけて持ってきた貨幣商に

3,000万円払う」と賞金をかけていたという逸話がある。発行枚数さえわからないということもあって、「幻の金貨」といわれている。

⑥ 昭和5年 新5円

ほとんどが海外へ流出して鋳潰され、現存数は相当に少ないと言われている。今回、財務省保有品の中に76枚ある。これについても、かつて、昭和5年銘以外の新5円を全て手に入れた有名な収集家が、どうしても入手したくて、「見つけて持ってきた貨幣商に3,000万円払う」と賞金をかけていたという逸話がある。

⑦ 注目のIDの「ぞろ目」など

ID-00001、ID-01234、ID-11111、ID-12345、ID-22222 など

⑧ 明治3年の 旧20円の中に2度打ち(?)した金貨が一枚発見されている。超希少品中の超希少品のようなのである。





### ③ 手<sup>て</sup>変<sup>が</sup>わりとは

— 同じ年銘（年号）の金貨なのに図柄が微妙に異なるものがある—

明治30年よりも前に製造された旧金貨は、年銘により微妙に図柄が変化している。また、同じ年銘（年号）であっても微妙に図柄が異なるものが確かにある。このような図柄の変化を「手<sup>て</sup>変<sup>が</sup>わり」と呼んでおり、その原因は、

- ① 当時の造幣局が、図柄が少し異なる複数の極印（金型のことで、刻印とも書く）を使って製造したか、
- ② 数多く製造しているうちに極印の山が甘くなってきた、その極印の手直しの際、少し図柄を変えてしまったか、
- ③ 当時の造幣局の圧印技術が未熟であったことによるものではないか、

と言われている。近代銀貨の手変わりについては既に相当に解明されており、専門書も出版されているが、近代金貨の手ごわりは、近代金貨が高価で多く集めることが困難ということもあり、近代銀貨ほど解明されていない。今回の売却で、売却される近代金貨の全ての写真を公開していく予定となっており、近代金貨の「手ごわり」についての研究が進むものと思われる。

なお、「日本貨幣カタログ」において把握されている「手ごわり」は、「近代金貨の鑑定結果」においても区分してある。

### ④ 年銘の不思議

— 「新貨条例」が公布されたのは明治4年であったにもかかわらず、明治3年という年銘（年号）の金貨がある—

確かに明治3年と表記されている金貨が財務省保有金貨の中に94枚ある。それは、明治

3年に新貨幣の製造が始まるとみて明治3年の極印（金型）を作ったために、「新貨条例」の公布のあった明治4年に明治3年の極印（金型）のまま製造したのではないかとされている。

### ⑤ どちらが表でどちらが裏か

旧金貨には、片面に天皇を象徴する「龍」、他方の面に日章、八稜鏡、菊紋、桐紋、左右に日月を描いた錦旗、菊・桐の枝飾りが描いてあるが、龍は天皇を象徴していることから、龍がある方を表とした。これに対して、新金貨では龍の図柄は採用されなかったことから、菊の紋がある方を表とした。このように、菊の紋や年銘（年号）に注目すると、旧金貨では年銘のあるほうが表で菊の紋のあるほうが裏、新金貨では年銘のあるほうが裏で菊の紋のあるほうが表と、逆になっている。

因みに、旧金貨で何故、龍の図柄が採用されたかであるが、当時、金貨製造の技術指導に携わっていた所謂「お雇い外国人」のキンドル氏は天皇陛下の御肖像を推したが、「畏れ多い」との理由で中国の伝統に倣い、元首に代わるものとして龍が採用されたとの経緯がある。以来、日本ではコインに人物の肖像は使われていない。

### ⑥ 近代金貨と国際金融

昭和4年10月29日に米国で「暗黒の木曜日」が起き、株価が大暴落した。日本にも不況が訪れ、昭和5年1月、時の大蔵大臣井上準之助は、第一次世界大戦を機に離脱していた金本位制を再び採用すべく、金輸出の解禁（金解禁）を行った。これは、緊縮財政により一時的に不景気になっても金本位制の自動調節機能によって、デフレ効果で国際競争力



が増し、輸出が増大して、真の好景気が訪れると考えたことによるといわれている。金解禁の前に、どの為替レートで金本位制に復帰するかが論争とはなったが、結局、新平価論者が推した金解禁の前の昭和3年の平均為替相場の100円=46.46ドル（新平価）を採用せず、第一次世界大戦前の100円=49.845ドルに切り上げて金本位制に復帰した（旧平価解禁）。円が実力以上に評価された為替レートを採用したことや、その頃、世界中が不況に襲われていたこと（世界恐慌）により、日本の国際収支の状況は大きく悪化し、外国の銀行などにより円金貨は外国へ流出した（輸出された）。これらの金貨は、その後、ほとんどが海外で鋳潰されて金地金となったのではないかといわれている。造幣局は、昭和5年から昭和6年にかけて金貨の大増産を行い、20円金貨約1,858万枚、5円金貨約85万枚を製造したが、そのほとんどは箱詰めのまま米国に輸出されたようである。

昭和6年9月、日本と同じく切り上げて金本位制に復帰していたイギリスが、金の流出に持ちこたえられなくなり、金本位制を離脱し、金の輸出禁止を行った。日本も金の流出を防ぐため、利上げで対抗したが、金の流出は止まらず、昭和6年12月、井上準之助の次に大蔵大臣となった高橋是清が、金の輸出を再禁止した。翌月（昭和7年1月）には、金貨の製造も停止された（昭和7年に製造された20円金貨の発行枚数は不明）。

昭和5年から昭和7年に発行された近代金貨が日本でほとんど発見されないのは、このような事情によるもので、昭和年銘の近代金貨は収集家の間で大珍品となっている。まれに、日本でも昭和年銘の本邦近代金貨がオークションに掛けられるが、それらは外国から

里帰りしたものとされている。

## 5. 終りに

売却される金貨は、1,000万円を超える落札価格が期待できるものもあれば、1～2万円ぐらゐの落札価格になりそうなものもある。もし、本稿を読んで、一つ購入してみようかと思われた方は、各オークション開催の1ヶ月前には、その参加要領を財務省のホームページ上で公表することになっているので、是非、そちらをご確認いただきたい。

売却代金は、一般会計の収入となり、財政赤字の削減の一助ともなる。是非とも、多くの方にオークションに参加していただければ願っている。また、これを機に、コインが身近な芸術品として、国民の関心がより高まるようになればと願う次第である。

### （参考文献）

- 「日本貨幣カタログ」日本貨幣商協同組合
- 「造幣125年のあゆみ」造幣局泉友会
- 「新編日本史図表」第一学習社
- 「貴金属・ダイヤモンドの接収と処理」池中弘（ファイナンス昭和48年4月）
- 「値段史年表」週刊朝日編
- 「金解禁物語」J Coffeeの株式投資日記
- 「ライオン宰相浜口雄幸の構造改革」歴史チップス
- 月刊ボナンザ臨時続刊「洋式貨幣三代記」1979年
- 「図録日本の貨幣8」日本銀行調査局編
- 「貨幣の語る日本の歴史」山口和雄
- 「金と国際通貨」島崎久彌